

## 多賀城市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年6月28日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 記

#### 1 監査の実施日

対象		監査実施日
総務部	市民文化創造局	5月31日(木)
市民経済部	農政課	4月26日(木)
	収納課	5月7日(月)
	税務課	5月9日(水)
	市民課	5月11日(金)
	商工観光課	5月14日(月)
	生活環境課	5月16日(水)
市長公室		5月17日(木)
農業委員会事務局		4月26日(木)

2 監査の範囲 平成29年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 平成29年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成30年5月実施 定期監査結果

対 象	市民文化創造局
実 施 日	平成30年5月31日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	週休日の振替命令に伴う時間外勤務手当の支給に誤りが見られた。
3 指導事項	東大寺展厅内プロジェクトチーム班員として市長から委嘱を受けている職員（市民文化創造局以外の職員）の出張について、市民文化創造局長が旅行命令を発しているが、プロジェクトチーム設置規程等からは市民文化創造局長に旅行命令を発する権限があるとは認められない。したがって、当該職員の旅行命令については、事務決裁規程の決裁区分に基づき各所属長が発するべきものである。

平成30年4月、5月実施 定期監査結果

対 象	農政課
実 施 日	平成30年4月26日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	県支出金の実績報告書の提出に係る決裁文書について、多賀城市予算規則第22条第3号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。

対 象	収納課
実 施 日	平成30年5月7日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	市民税の不納欠損処分について、多賀城市会計規則第27条第1項の規定に基づく決裁が行われていない。

平成30年4月、5月実施 定期監査結果

対 象	税務課
実 施 日	平成30年5月9日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	退職所得に係る市民税の賦課決定をしているものについて、歳入調定決議票による決議がなされていないものが見られた。

対 象	市民課
実 施 日	平成30年5月11日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>時間外勤務手当の支給誤りが多数見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休日と休日（祝日）が重なった日の勤務について、勤務状況報告書において休日勤務手当の時間数に計上していたもの(1件)</li> <li>・勤務状況報告書における時間外勤務手当の支給時間数が、時間外勤務命令簿に記載されている支給時間数と一致していないもの(1件)</li> <li>・一週間の正規の勤務時間が38時間45分を超えない週休日の振替命令について、勤務状況報告書で100分の25の時間外勤務手当の支給対象時間としていたもの(1件)</li> <li>・非常勤職員の週休日の時間外勤務手当について、一週間の正規の勤務時間数と当該週の100分の100の時間外勤務時間数との合計が38時間45分を超える分の支給割合を100分の100として勤務状況報告書で報告していたもの(2件)</li> </ul>
3 指導事項	なし

平成30年4月、5月実施 定期監査結果

対 象	商工観光課
実 施 日	平成30年5月14日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	商業機能集積補助金の執行に係る決裁文書について、多賀城市予算規則第22条第1号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。

対 象	生活環境課
実 施 日	平成30年5月16日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	廃棄物処分券への公印の印影印刷について、多賀城市公印規程第5条第1項の規定に基づき公印管理者へ印影印刷承認願を提出し承認を受けているが、印影の原版作成に係る公印照合が行われていない。

平成30年5月実施 定期監査結果

対 象	市長公室
実 施 日	平成30年5月17日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	市長公室長が出張している旅行命令について、決裁区分を市長公室長としているが、多賀城市事務決裁規程の決裁区分に基づき副市長決裁とすべきである。

平成30年4月実施 定期監査結果

対 象	農業委員会事務局
実 施 日	平成30年4月26日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 起案文書の合議について          県支出金の交付申請及び実績報告書の提出に係る起案文書について、多賀城市予算規則第22条第3号の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。</p> <p>(2) 市補助金の交付について          多賀城市農業者年金加入者補助金について、交付要綱では補助金の交付方法を「多賀城市補助金交付規則第14条但書により概算払とする」としているが、概算払とする理由が記載されていない。多賀城市補助金交付規則第14条では、確定払を原則とし、例外的に市長が必要と認めるときに概算払とすることができることとされていることから、概算払をする場合はその理由を明確に記載するべきである。</p>